

令和7年度千葉県介護分野の職員の賃上げ・職場環境
改善支援事業補助金による手当の支給について

- 令和8年4月度支給分より9月までの6カ月間、補助金による手当を支給することとなりました。
 - 今回の補助金では居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターの職員も対象となりました。
 - 対象職員は収入・職種に関係なく派遣職員以外の全職員
 - A.夜勤業務のある介護職員
 - B.日勤業務の介護職員
 - C.非常勤職員の場合は勤務時間数により算出
 - D.上記以外の職員
- 支給日 ; 毎月の給与時
- 支給額は月によって変動することがあります
 - これまでの手当てについては変更ありません。